

県と町村との連携と役割に関する要望書



平成29年8月

島根県町村会

県と町村との連携と役割に関する要望

県と市町村とは、平成に入り地方分権が大きな流れになる中、「住民に身近な行政・事務は市町村へ」という基本的な考え方のもとに県からの権限移譲を進め、町村においても、全国的にも先駆的な町村福祉事務所の全町村での設置や、旅券の交付などの事務権限の移譲を受け、現在町村において処理しているところです。

その後、地方財政の厳しい将来見通しを背景に市町村合併が進展し、さらには、人口減少社会の到来を背景に地方創生への取組みが喫緊の課題となるなど、市町村を取り巻く状況は大きく変化してきています。またその一方で、行政手続の公平性、透明性などの要請から、行政手続を的確に処理する行政体制の整備なども求められ、小規模自治体である町村においては、専門的な対応が必要な新たな課題への対処に苦慮する事例が生じています。

こうした状況に鑑み、第31次地方制度調査会においては、「人口減少の影響が懸念される中、市町村間の広域連携が困難な小規模な市町村において、持続可能な行政サービスを提供するためには、都道府県の役割がより重要になる」との提言もなされているところです。

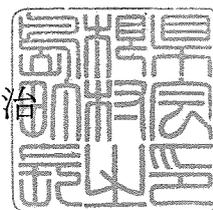
このような諸般の状況を踏まえ、県町村会では、県と町村とのこれまでの連携と役割を検証するとともに、新たな行政課題への対応について町村の立場からの意見を取りまとめるため副町村长からなる検討会を4月に設置し、これらの検討を踏まえ、県と町村との連携と役割に関し次のとおり要望いたしますので、特段のご配慮をいただきますようよろしくお願いいたします。

また、今後ますます多様化する行政課題に的確に対応していくためには、町村においては県との共通認識による連携・役割を構築していくことが一層重要になってくると考えていますので、県と情報・意見交換等を行うための協議の場を年に2回程度、定例的に開催していただきますようお願いいたします。

平成29年8月9日

島根県町村会

会長 石橋 良治



要 望 事 項

1. 県からの権限移譲について

(1) 基本的な考え方

基本的には現在の制度で良いと考えますが、現在の計画において一部の事務について新たな移譲要望がありますので、協議をお願いします。

また、県道の整備・管理については、限定的な範囲ではありますが、路線改良や管理受託の希望がありますので、協議をお願いします。

(2) 平成27年4月にスタートした「生活困窮者自立支援制度」は福祉事務所を設置した市町村が対象となっていますが、福祉事務所の設置・運営に関して、次の観点から協議をお願いします。

1) 福祉事務所移行時に比べて、関連業務など業務範囲が広がり、事務量が増え、人員増、負担増を余儀なくされているという声もありますので、そうした面からの業務量調査及び負担ルールの検証が必要ではないかと考えます。

2) また、「生活困窮者自立支援制度」など、移行当初想定されていなかった業務の取扱いについて、ルール化に向けた検討をお願いします。

3) 「生活困窮者自立支援制度」に関する業務には、広域的な取り組みが必要と思われる業務もありますので、そうした業務については、県における実施も含めて支援のあり方について検討をお願いします。

4) 「生活困窮者自立支援制度」など移譲に係る事務の費用負担については、原則県負担というルールに則り適切に措置していただきますよう検討をお願いします。

2. 地制調答申・県による補完機能について

(1) 基本的な考え方

今後の人口減少社会を考えると、事務処理の一層の共同化は必要と考えますが、どのような方法が妥当かは、事務の種類や地域の実情によって判断されるべきものと考えます。

現時点では、小規模自治体である町村では確保が困難な専門的知識を有する人材の確保・補完や、関連する業務支援を県にお願いします。

(2) 専門分野における業務支援について

1) 土木技術関係業務の支援について

町村の現場で要望の多い次のような支援を県にお願いします。

- ① 町村で人材を確保できない場合に、県からの技術職の一定期間の派遣
- ② 積算等の業務についての助言、相談、アドバイスをお願いできる窓口の設置
- ③ 効果的な研修の実施

2) 保健師関係業務の支援について

採用困難職種である保健師の確保等に関して、県に次のような観点からの支援をお願いします。

- ① 広域的かつ計画的な人材確保の取組み
- ② 有資格者の確保に向けた仕組みの創設
- ③ 確保が困難な場合等における県からの派遣

また、業務実施に関して次のような観点からの支援をお願いします。

- ① 町村の現場等における支援
- ② 対応困難業務に対する支援

3) 行政不服審査法に基づく^存第三者機関事務の県への委託について

平成28年4月に施行された改正行政不服審査法においては、行政不服審査における公正性の向上のため、審査庁の判断の妥当性を第三者機関がチェックする仕組みが導入されたところですが、県内町村においては、不服申立て件数が僅少であることや専門家の確保が困難であることなどから、対応に苦慮している状況にあります。

多くの町村では、この第三者機関について事件ごとに設置する内容の条例を制定し当面の対応を行っているところですが、この事務について、公平委員会事務と同じような観点から是非県への委託をお願いします。

3. 地域の課題解決に向けた県の取組みについて

(1) 基本的な考え方

県の地方機関においては、できるだけ町村の現場に近いところで地域の課題解決が図られ、また様々な業務が完結することが望ましいと考えていますが、近年、地方機関の管轄範囲が拡大し県職員による地域の実態把握が十分にできていないとか、地方機関が単なる取次ぎのみに終わっているといった意見がありますので、町村と連携して地域の課題解決に取り組む地方機関となるよう改善策の検討をお願いします。

(2) 日頃の対応について

県と町村との日頃の対応について、県招集の会議に関して短時間のものや事務的な説明が主なものなどはICTの活用などによる改善策や、県が行う調査、アンケート、問い合わせなどに関してはできるだけ重複しないよう改善策の検討をお願いします。

また、県職員におかれては、日々研鑽に励まれ、県内各地域において、役場職員とも連携して地域に飛び出し、地域の課題解決に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

